

IV 關係法令等

の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていない融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになること）をいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)
第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)
第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されたいと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)
第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)
第十五条 各省各庁の長は、補助事業者等の完了又は廃止に係る補助事業者等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業者等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)
第十六条 各省各庁の長は、補助事業者等の完了又は廃止に係る補助事業者等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業者等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業者等について準用する。

第四章 補助金等の返還等
(決定の取消)
第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこ

2 各省各庁の長は、補助事業者等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)
第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)
第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定めるところに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)
第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業者のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業者等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める時に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要なとなつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づき各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつていない融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになること）をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。いやしくも間接補助金等

れに基づく各省各庁の長の処分には違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分等の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められた財産を、各省各庁の長の承認を受けずして、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港務法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べられる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に基づき交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理者の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金を科する。

- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理者が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

- 2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(抄) (昭和三十年九月二十六日政令第二百五十五号)

最終改正：平成一四年三月三十一日政令第一〇二号

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三條の二十四、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十條の二及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第七十三條の二において準用する場合を含む。)に基づき、この政令を制定する。

(定義)

第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁の長」とは、「各省各庁の長」又は「新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)第三十四條の二、産於地域振興臨時措置法(昭和四十六年法律第二百十九号)附則第五項、農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)第四十三條(加工原料生産者補助金等暫定措置法(昭和四十年法律第九十二号)第二十條の二(第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)第十五條の二の規定により読み替へられる場合を含む。)、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の規定)に関する法律(平成十二年法律第十六号)附則第五項の規定)によりなおその効力を有することとされる同法第二條の規定による廃止前の石炭鉱業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第九十七号)第二十二條、日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第二十條の二及び運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)第三十六條において準用する場合を含む。以下「法」という。)第二條に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

第二条(略)

(補助金等の交付の申請の手続)

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用目的、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 五 その他各省各庁の長(新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の補助金等)に關してはその総裁、農畜産業振興事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本中央競馬会又は運輸施設整備事業団の補助金等)に關してはこれらからの理事長とする。以下同じ。)が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれなかった部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関する収入金に関する事項
 - 六 その他各省各庁の長が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

(事業完了後においても従うべき条件)
第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要な場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

(事情変更による決定の取消ができる場合)

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の他の手段を使用することができないこと、補助事業者等又は間接補助事業者等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれなければならない部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業者等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)とする。

(決定の取消に伴う補助金等の交付)

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業等の遂行の一時停止)

第七条 各省各庁の長は、法第十三條第二項の規定により補助事業者等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらなければならない。法第十七條第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第八条 法第十四條後段の規定による補助事業者等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八條第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業者等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためにつつた借入及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八條第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は農畜産業振興事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本中央競馬会若しくは運輸施設整備事業団の理事長は、法第十八條第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

しくは一部の取消しをしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、新東京国際空港
公団又は運輸施設整備事業団にあつては国土交通大臣、地域振興整備公団又は新エネルギ
ー産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、農畜産業振興事業団又は日本中央競
馬会にあつては農林水産大臣の承認を受けなければならない。
5 国土交通大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の承認をしようとする場合に
は、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

第十條 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九條第一項の規
定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受
領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返
還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領の日に受領した額をこ
るとする。

2 法第十九條第一項の規定により加算金を納付しななければならない場合において、補助
事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額
は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一條 法第十九條第二項の規定により延滞金を納付しななければならない場合において、
返還を命ぜられた補助金等の未納付額の未納付されたときは、当該納付の日の翌日以
後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額
によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二條 第九條の規定は、法第十九條第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は
一部の免除について準用する。この場合において、第九條第二項中「当該補助事業等に係
る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返
還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三條 法第二十二條に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認
めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

- 第十四條 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 補助事業者等が法第七條第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当す
る金額を國に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める
期間を経過した場合
- 2 第九條第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用
する。

(不服の申出手続)

第十五條 法第二十五條第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申
出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合)においては、処分があつた
ことを知つた日(から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理
由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁
の長(法第二十六條第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関
とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員
会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しな
なければならない。

2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつた
ことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長すること
ができる。

3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手
続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができ
る。

(事務の委任の範囲及び手続)

第十六條 各省各庁の長は、法第二十六條第一項の規定により、補助金等の交付の申請の
受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、
補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁
の機関(新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の総裁の事務については新東京国際空
港公団又は地域振興整備公団の機関、農畜産業振興事業団、新エネルギー・産業技術総合
開発機構、日本中央競馬会又は運輸施設整備事業団の理事長の事務については農畜産業振
興事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本中央競馬会又は運輸施設整備事業
団の機関)に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする
場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び
当該機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は農畜産業振興事業団、新エ
ネルギー・産業技術総合開発機構、日本中央競馬会若しくは運輸施設整備事業団の理事長
は、法第二十六條第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しよう
とする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職
員について、新東京国際空港公団又は運輸施設整備事業団にあつては国土交通大臣、地域
振興整備公団又は新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、農畜産
業振興事業団又は日本中央競馬会にあつては農林水産大臣の承認を受けなければならない
い。

3 第九條第五項の規定は、前項の承認について準用する。

4 各省各庁の長は、法第二十六條第一項の規定により事務の一部を委任したときは、直
ちに、その内容を公示しなければならない。

第十七條 (以下略)

科学研究費補助金取扱規程

昭和40年3月30日
文部省告示第110号

改正 昭43 文告309・昭56 文告159・昭60 文告127・昭61 文告156・平10 文告35・平11 文告114・平12 文告181・平13 文告72・平13 文告133・平14 文告123・平15 文告149・平16 文告68・平16 文告134・平17 文告1・平18 文告37

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第1条 科学研究費補助金の取扱については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

一 大学及び大学共同利用機関(別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。)

二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

三 高等専門学校

四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人のうち、学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

2 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人(以下この項において「会社等」という。)が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業として行っている会社等であつて、学術の振興に著与する研究を行う研究者が所属するもの(前項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。)のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

(科学研究費補助金の交付の対象)

第3条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げるものに交付するものとする。

一 学術上重要な基礎的研究(応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。)で、研究者(日本学術振興会特別研究員を含む。以下この条において同じ。)が一人で行うもの又は研究者二人以上が同一の研究課題について共同して行うもの(以下「科学研究」という。)

二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行うもの(以下「研究成果の公開」という。)

三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

2 独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)第15条第1号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業(以下「交付決定取消事業」という。)を行つた研究者が行う事業については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第3号に掲げる場合には、当該研究者が、既に交付の決定が行われた事業と第5条第1項及び第3項の計画調査書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

一 当該研究者が当該交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した場(次号に掲げる場合を除く。) 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間

二 当該研究者が当該交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の他の用途への使用をした場合 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

三 当該研究者が、前2号に掲げる場合において当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金を交付しないこととされる研究者と共同して当該交付決定取消事業を行った場合(前2号に掲げる場合を除く。) 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌1年間

4 第1項の規定にかかわらず、前項第2号に該当する場合において科学研究費補助金の当該他の用途への使用を共謀した研究者が行う事業については、前項の規定により同項の研究者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、科学研究費補助金を交付しない。

5 第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた研究者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した研究者が行う事業については、当該科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、科学研究費補助金を交付しない。

6 第1項の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて文部科学大臣が別に定めるもの(以下「特定給付金」という。)の他の用途への使用をし、又は当該他の用途への使用を共謀し、その他特定給付金の交付の対象となつた事業に關して特定給付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分は違反したこと、又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けたこと若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた研究者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

(補助金の交付申請者)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に係る科学研究費補助金(前条第2項に係るものを除く。以下「補助金」という。)の交付の申請をすることができるときは、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

(計画調査)

第5条 補助金(振興会において審査・評価を行うものを除く。)の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開(以下「科学研究等」という。)に關する計画調査を別に定める様式により文部科学大臣に提出するものとする。

2 前項の計画調査の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

3 補助金のうち振興会において審査・評価を行うものの交付を申請しようとする者は、別に定めるところにより科学研究等に関する計画調査を振興会に提出するものとする。

4 前項の計画調査の提出期間については、毎年振興会が公表する。

(交付の決定)

第6条 文部科学大臣は、前条第1項及び第3項の計画調査に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たつては、文部科学大臣に提出された計画調査について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとす。ただし、前条第3項の規定により振興会に提出された計画調査については、振興会から報告を受けることと足り、科学技術・学術審議会の意見を聴くことを要しない。

科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱

平成11年4月12日
文部大臣 裁定
平成13年4月2日
改正（文部科学大臣決定）
平成14年4月1日
改正
平成15年9月8日
改正
平成16年3月24日
改正
平成16年8月24日
改正
平成17年1月24日
改正
平成17年3月30日
改正
平成18年3月27日
改正

(通則)

第1条 科学研究費補助金（基盤研究等）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に対し、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第15条第1号に基づき振興会が行う事業に要する経費として補助し、振興会が行う業務の円滑な推進を図り、もって我が国の学術研究の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において科学研究費補助金（基盤研究等）とは、次に掲げるものをいう。
(1) 科学研究費のうち基盤研究、若手研究（スタートアップ）及び奨励研究に係るもの
(2) 特別研究員奨励費
(3) 学術創成研究費
(4) 研究成果公開促進費（研究成果公開発表に係るものを除く。）
(5) 審査・評価・分析経費

2 この要綱において「萌芽研究等」とは、科学研究費のうち萌芽研究、若手研究（A）及び若手研究（B）に係るものをいう。

(交付の対象及び補助金の額)

第4条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を対象に、補助金を交付するものとする。

- (1) 振興会がこの補助金を財源として行う前条第1項第1号から第4号までに規定する基盤研究等に係る事業で、次に掲げるものを対象とする補助金の交付
 - (イ) 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）で、研究者（振興会特別研究員を含む。以下同じ。）が一人で行うもの又は研究者二人以上が同一の研究課題について共同して行うもの。
 - (ロ) 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行うもの。

(2) 振興会がこの補助金を財源として行う前条第1項第5号に規定する審査・評価・分析経費に係る事業で次に掲げるもの（以下「審査・評価・分析 事業」という。）

- (イ) 補助金（審査・評価・分析経費を除く。）の交付に関する事業

- (ロ) 萌芽研究等の審査・評価等に関する事業
- (ハ) 科学研究費補助金に係る申請動向等の分析に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）を行った研究者が行う事業を対象とするものである場合には、文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しないものとする。ただし、第3号に掲げる場合における当該研究費が、既に交付の決定が行われた事業と計画圖書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- (1) 当該研究者が当該交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した場合（次号に掲げる場合を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度以降2年間
- (2) 当該研究者が当該交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の他の用途への使用をした場合 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- (3) 当該研究者が、前2号に掲げる場合に該当してその行う事業に科学研究費補助金を交付しないこととされる研究者と共同して当該交付決定取消事業を行った場合（前2号に掲げる場合を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌1年間
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、前項第2号に該当する場合における科学研究費補助金の当該他の用途への使用を共謀した研究者が行う事業を対象とするものである場合には、文部科学大臣は、前項の規定により同項の研究者が行う事業を対象とする第1項第1号に規定する補助事業につき補助金を交付しないこととされる期間と同じ期間、補助金を交付しないものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第1項第1号に規定する補助事業が、偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた研究者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した研究者が行う事業を対象とするものである場合には、文部科学大臣は、当該科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しないものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、科学研究費補助金取扱規程第3条第6項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金の他の用途への使用をし、又は当該給付金の用途への使用を共謀し、その他特定給付金の交付となる事業に関して特定給付金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づき国の機関若しくは独立行政法人の長の処分を違反したこと、又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けたこと若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀したことにより、その行う事業を対象とするものである場合には、文部科学大臣は、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。
- 6 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費とし、補助金の額は予算の範囲内で額とする。

(申請手続等)

第5条 振興会は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式（1）による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 振興会は、前条第1項第1号に規定する事業について、前項の交付申請書を提出するに当たっては、あらかじめ、別紙様式（2）の科学研究費補助事業計画書を文部科学大臣に提出し、承認を得なければならない。

3 振興会は、前条第1項第2号ロに規定する事業について、その結果を文部科学大臣

- に報告しなければならぬ。
- 4 文部科学大臣は、第2項の承認をしたとき又は又は前項の報告を受けたときは、当該承認の結果又は報告を科学技術・学術審議会に報告するものとする。
 - 5 文部科学大臣は、前条第1項第2号ハに規定する科学研究費補助金に係る申請動向等の分析に関する経費による事業の成果について印刷その他の方法により公表することができぬ。

(交付の決定等)

第6条 文部科学大臣は、交付申請書に基づき交付決定を行い、交付決定通知書を振興会に送付するものとする。

2 振興会は、補助金の交付を受けたときは、交付された補助金(審査・評価・分析経費を除く。)の額に相当する金額を速やかに研究者に交付しなければならない。

第7条 振興会は、第5条第1項に規定する交付申請書に記載する内容を変更するときは、次に掲げるものを除き、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

- (1) 研究者の所属及び職の変更
- (2) 研究代表者の変更のほか、振興会の理事長が認めるもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、文部科学大臣が別に定める軽微な変更

2 前項各号に掲げるものについては、その変更内容について文部科学大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 振興会は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の7月31日(陸止の承認を受けたときは、そのときから1ヶ月以内)までに、別紙様式(3)による事業実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 振興会は、補助金の交付に係る国の会計年度が終了した場合は、当該終了年度の翌年度の4月30日までに別紙様式(4)による事業実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 文部科学大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、事業実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、振興会に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 文部科学大臣は、補助事業の中止又は陸止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 振興会が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 振興会が補助事業に關し不正、その他不適當な行為をした場合
- (3) 交付の決定後生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

(補助金の返還)

第11条 文部科学大臣は、補助金の交付決定を取り消した場合、当該補助事業の当該取消に係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿関係書類等の整備)

第12条 振興会は、この補助金の収支に關する帳簿及び関係書類並びに補助金の配分及び交付等に關する資料を整備し、交付を受けた年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(調査及び報告等)

第13条 振興会は、補助事業(審査・評価・分析経費に係るものを除く。)の適正な執行を図るため必要があるときは、研究者から報告を受け又は実地に調査し、若しくは指導するものとし、その結果を文部科学大臣に報告するものとする。

(事業遅延等の届出)

第14条 補助事業が予定の期間内に完了することができなると見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 振興会は、補助事業の遂行及び収支状況について、各四半期(ただし第4四半期を除く。)終了後10日以内に、別紙様式(5)により状況報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。

(取扱要領)

第16条 研究者からの振興会への申請その他の補助金の取扱に關する細目は、振興会において定める日本学術振興会科学研究費補助金(基礎研究等)取扱要領(以下「取扱要領」という。)によるものとする。

2 振興会は、前項の取扱要領を定めるに当たっては、文部科学大臣に協議するものとする。

(契約)

第17条 振興会は、審査・評価・分析事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに關する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう経費の効率的な使用に努めなければならない。

(財産の管理等)

第18条 振興会は、審査・評価・分析経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、審査・評価・分析事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、審査・評価・分析経費の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、相当の利益があつた場合には、文部科学大臣は振興会に対し、交付した審査・評価・分析経費の全部又は一部に相当する金額を國に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、文部科学大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が定める期間は、審査・評価・分析経費の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に關する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、文部科学大臣が別に定める期間とする。

(成果の取扱い)

第20条 文部科学大臣は、振興会が、審査・評価・分析事業の成果により相当の利益を得た場合には、その利益の範囲内において審査・評価・分析経費の返還を命ずることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱に關し必要な事項は、その都度文部科学大臣が定めるものとする。

- 附則 この交付要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度予算から適用する。
- 附則 この交付要綱は、平成15年9月12日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。
- 1 この交付要綱は、平成15年9月12日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 改正後の交付要綱第4条第2項の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの交付要綱の施行日前である交付決定取消事業を行った研究者が行う事業については、適用しない。
- 附則 この交付要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この交付要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第3号の規定は、この交付要綱の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。
- 附則 この交付要綱は、平成16年8月27日から施行する。
- 附則 この交付要綱は、平成17年1月24日から施行する。
- 1 この交付要綱は、平成17年1月24日から施行する。
- 2 改正後の交付要綱第4条第3項及び第4項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの交付要綱の施行日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。
- 附則 この交付要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この交付要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則 この交付要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この交付要綱は、平成18年4月1日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領

（平成15年10月7日規程第17号）

- 改正 平成16年4月14日規程第9号
- 改正 平成16年9月10日規程第14号
- 改正 平成17年2月2日規程第1号
- 改正 平成17年4月7日規程第7号
- 改正 平成18年4月14日規程第9号

（通則）

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費補助金（基盤研究等）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第1110号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第16条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第14条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この取扱要領において「科学研究費補助金（基盤研究等）」とは、交付要綱第3条第1項に規定する以下のものをいう。

- 一 科学研究費のうち次に係るもの
 - イ 基盤研究
 - ロ 若手研究（スタートアップ）
 - ハ 奨励研究
 - 二 特別研究員奨励費
 - 三 学術創成研究費
 - 四 研究成果公開促進費（研究成果公開発表に係るものを除く。）
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であって、取扱規程第2条に規定する以下のものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関）であっては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校

四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち、学術研究を行うものとして文部科学大臣の指定するもの

3 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であって、学術の振興に寄与する研究を行う研究者が所属するもの（前項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣の指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（補助金の交付の対象）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）で、研究者（振興会特別研究員（以下「特別研究員」という。）を含む。以下同じ。）が一人で行うもの又は研究者二人以上が同一の研究課題について共同して行うもの（以下「科学研究」という。）
- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行うもの（以下「研究成果の公開」という。）
- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、法第17条第7号の規定を準用し科学研究費補助金の交付の決定を取消した補助事業（以下「交付決定取消事業」という。）を行った研究者が行おうとする事業については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しないものとする。ただし、第3号に掲げる場合に該当する場合における当該研究者が、既に交付の決定が行われた事業と第6条第1項の計画書同一の計画に基づいて行う事業については、この限りではない。

- 一 当該研究者が交付決定取消事業を行うに当たり、科学研究費補助金の他の用途への使用をしていない場合
 - 法第18条第1項の規定の準用により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間
- 二 当該研究者が交付決定取消事業を行うに当たり、科学研究費補助金の他の用途への使用をしていない場合
 - 法第18条第1項の規定の準用により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 三 当該研究者が、前2号に掲げる場合に該当してその行う事業に科学研究費補助金を交付しないこととされる研究者と共同して当該交付決定取消事業を行った場合（前2号に掲げる場合を除く。）
 - 法第18条第1項の規定の準用により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌1年間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、前項第2号に該当する場合において科学研究費補助金の当該他の用途への使用を共謀した研究者が行う事業については、前項の規定により同項の研究者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、科学研究費補助金を交付しない。

3 前条第1項及び前2項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた研究者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した研究者が行う事業については、当該科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、科学研究費補助金を交付しない。

4 前条第1項の規定にかかわらず、前3項に定めるもののほか、取扱規程第3条第3項から第6項までの規定により、文部科学大臣が科学研究費補助金を交付しないもの(科学研究費補助金取扱規程第3条第6項の特定給付金等を定める件(平成16年8月24日文部科学大臣決定)第1条第1項第1号に定める特定給付金に係るものを除く。)にあっては、その定める期間、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請者)

第5条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができるときは、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあっては、次に掲げる者
- イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者
- ロ 研究機関に所属しない研究者(特別研究員を除く。)が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者
- ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員
- ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者
- 二 研究成果の公開に係る補助金にあっては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

(計画調書)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開(以下「科学研究等」という。)に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

(交付予定額の通知)

第7条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

(配分審査等)

第8条 前条により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第9条 第7条の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定

に限りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、振興会の承認を得なければならないこと

三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができるとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(補助金の使用制限)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第13条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則（平成17年規程第1号）

- 1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。
- 2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

（振替関係書類等の整理）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておくなければならない。

（経理の調査）

第16条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（科学研究等の状況の調査）

第17条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

（研究経過の公表）

第18条 振興会は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

（設備等の寄付）

第19条 第5条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第5条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

3 第5条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。

4 補助金の交付を受けた者が設備等を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のない限り、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

（その他）

第20条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに關し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

○ 独立行政法人日本学術振興会法

平成14年12月13日
法律第159号

目次

- 第1章 総則 (第1条-第7条)
- 第2章 役員及び職員 (第8条-第12条)
- 第3章 評議員会 (第13条・第14条)
- 第4章 業務等 (第15条-第18条)
- 第5章 雑則 (第19条-第21条)
- 第6章 罰則 (第22条・第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、独立行政法人日本学術振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この法律及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学術振興会とする。

(振興会の目的)

第3条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

(事務所)

第4条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

(基本金)

第5条 振興会の基本金は、附則第2条第1項の規定により承継する日本学術振興会の基本金に相当する金額とする。

(資本金)

第6条 振興会の資本金は、附則第2条第6項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。

3 振興会は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称の使用制限)

第7条 振興会でない者は、日本学術振興会という名称を用いてはならない。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 振興会に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 振興会に、役員として、理事2人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第9条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理する。

2 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第10条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

(役員の大格条項の特例)

第11条 通則法第22条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 振興会の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第23条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学術振興会法第11条第1項」とする。

(役員及び職員の地位)

第12条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 評議員会

(評議員会)

第13条 振興会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、15人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項を審議する。

4 評議員会は、振興会の業務運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(評議員)

第14条 評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 評議員の任期は、2年とする。

3 通則法第21条第1項ただし書及び第2項並びに第23条第2項の規定は、評議員について準用する。

4 理事長は、前項において準用する通則法第23条第2項の規定により評議員を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第4章 業務等

(業務の範囲)

第15条 振興会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。

二 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。

四 学術の応用に関する研究を行うこと。

五 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。

六 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。

七 第4号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

八 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(日本学術会議との連絡)

第16条 文部科学大臣は、振興会の業務運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第17条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第10条第1項、第2項及び第4項、第17条第1項、第3項及び第4項、第18条第1項及び第2項、第19条から第21条の2まで並びに第24条の2の規定は、第15条第1号の業務として、振興会が、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について適用する。この場合において、同法第10条第1項及び第2項、第17条第1項、第18条第1項及び第2項、第19条第3項、第20条、第21条第1項、第21条の2並びに第24条の2中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第19条第1項及び第2項中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第18条 振興会は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第15条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 振興会は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第5章 雑則

(主務大臣等)

第19条 振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、

文部科学省及び文部科学省令とする。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第20条 振興会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)の規定の適用については、同法第2条第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第21条 国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)の規定は、振興会の役員及び職員には適用しない。

第六章 罰則

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、20万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第15条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第23条 第七条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定 平成15年10月1日

二 附則第9条の規定 平成15年10月1日又は独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成13年法律第140号)の施行の日のいずれか遅い日

(日本学術振興会の解散等)

第2条 日本学術振興会(以下「旧振興会」という。)は、振興会の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において振興会が承継する。

2 振興会の成立の際現に旧振興会が有する権利のうち、振興会がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、振興会の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 旧振興会の平成15年4月1日に始まる事業年度は、旧振興会の解散の日の前日に終わるものとする。

5 旧振興会の平成15年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の期日は、解散の日から起算して2月を経過する日とする。

6 第1項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額(次条の規定による廃止前の日本学術振興会法(昭和42年法律第123号)第四条の基本金に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に対し出資されたものとする。

- 7 前項の資産の価額は、振興会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 第1項の規定により旧振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(日本学術振興会法の廃止)
- 第3条 日本学術振興会法は、廃止する。
(日本学術振興会法の廃止に伴う経過措置)
- 第4条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学術振興会法(第10条及び第19条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 第5条 附則第3条の規定の施行前にした行為及び附則第2条第5項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
- 第6条 附則第2条、第4条及び前条に定めるもののほか、振興会の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
- 第7条 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)の一部を次のように改正する。
第24条第2項中「、日本学術振興会」を削る。
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
- 第8条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の一部を次のように改正する。
別表第1日本学術振興会の項を削る。
(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)
- 第9条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。
別表日本学術振興会の項を削る。